

外国人介護職員の入居日と補助対象期間の考え方について(例)

① 入居日が当該年度の4月1日の外国人介護人材



② 入居日が当該年度の途中の外国人介護人材



③ 入居日が前年度以前で、本補助金の交付を受けたことがない外国人介護人材



④ 入居日が前年度以前で、過去に本補助金の交付を受けたことがある外国人介護人材



★ 1事業所で複数の外国人介護人材を雇用し、補助対象住居に入居させている場合、上記のパターンをそれぞれ当てはめて対象期間を判断します。

(例) 1事業所で以下の4名を雇用

Aさん 入居日はR7.1.1で、R7.3.31まで補助金交付済。R8.3.31以降も勤務。 → パターン④に該当



Bさん 入居日はR7.2.1で、これまでに補助金交付なし。R8.3.31まで勤務。 → パターン③に該当



Cさん 入居日はR6.4.1で、R7.3.31まで補助金交付済。R8.3.31にまで勤務。 → 補助対象外

Dさん 入居日はR6.8.1で、これまでに補助金交付なし。R7.3.31に雇用終了。 → 補助対象外

- 1戸につき2名以上入居している場合は、「(補助対象経費の合計額)÷(入居人数)×1/2」となります。
- 補助上限額は、1人あたり15千円、1施設あたり200千円です。
- 入居日が月の途中の場合、賃借料や共益費、居住者負担額は、日割り計算が必要ですので、御注意ください。
- ①～④の例において、R7年度途中、または、入居日から1年経過する前に退去となる場合は、退去日までが補助対象期間です。
- ④の例において、過去に本補助金の交付を1年分(12か月分)受けている外国人介護職員は、補助対象外となります。